

中央

中央支援センター (指定特定相談支援・指定障害児相談支援)

26年度は相談支援事業所と居宅介護事業所を1階に移し、かねてからの懸案であった、設備面におけるバリアフリー化が可能となった。よりいっそう誰もが利用しやすい相談支援センターを目指す。

【事業目的】

大阪市指定の特定相談支援事業・障害児相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

【運営方針】

- 1 事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、前3項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を遵守する。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28

電話06-6975-3370 FAX06-6975-3350

【職員配置】 管理者 1名 相談支援専門員 3名 事務職員 1名

【実施地域】 通常の事業の実施地域は大阪府内全域とする。

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
ただし、国民の祝日および12月27日～1月3日を除く。

【対象者】 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者、難病等対象者

【サービスの提供方法及び内容】

- ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 生活全般の解決すべき課題
- ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
- ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ⑦ モニタリング期間に係る提案

(一般相談支援事業)

【事業目的】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく指定地域移行支援事業及び指定地域定着支援事業(以下「指定一般相談支援事業」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の立場に立った適切な指定地域移行支援及び指定地域定着支援(以下「指定地域相談支援」という。)の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 指定地域移行支援の実施に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 指定地域定着支援の実施に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- 3 指定一般相談支援事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。
- 4 指定一般相談支援事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行うものとする。
- 5 前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法という)及び障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28
電話06-6975-3370 FAX06-6975-3350

【職員配置】 管理者 1名 相談支援専門員 3名
指定地域移行支援・指定定着支援に従事する者 3名 事務職員 1名

【実施地域】 通常の事業の実施地域は大阪府内全域とする。

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
ただし、国民の祝日および12月27日～1月3日を除く。
上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

【対象者】 知的障害者、身体障害者、精神障害者、難病等対象者

【サービスの提供方法及び内容】

- ①日常生活全般に関する相談
 - ②地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
 - ③指定地域移行支援に関する内容
 - (ア)地域移行支援計画の作成及び評価
 - (イ)地域に移行するための活動に関する面接又は同行による支援
 - (ウ)障害福祉サービスの体験的な利用
 - (エ)体験的な宿泊
 - ④指定地域定着支援に関する内容
 - (ア)地域定着支援台帳の作成及び評価
 - (イ)利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じた常時の連絡体制の確保
 - (ウ)緊急時における一時的な滞在等による支援
 - (エ)訪問等による利用者の状況の把握
 - ⑤前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- ① から④に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(早期療育・保育所等訪問支援事業)

【事業目的】

早期療育、及び保育所等訪問支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

【運営方針】

- 1 事業所の従業者は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28

電話06-6975-3370 FAX06-6975-3350

早期療育については、堺市子ども相談所および島本町、河南町太子町千早赤阪村3市町村合同において実施

【職員配置】 管理者 1名

児童発達支援管理責任者 1人

訪問支援員 2人

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで

ただし、国民の祝日および12月27日～1月4日を除く。

サービス提供時間は、午前9時から午後4時までとする。

【実施地域】

早期療育については、堺市および島本町、河南町・太子町千早赤阪村3市町村合同との協議により実施する。

保育所等訪問支援事業は、大阪府下全域とする。

【サービスの提供方法及び内容】

早期療育においては、集団の中で基本的な生活訓練を行い、身辺の自立能力の向上や社会適応力の促進を図り、保護者には家庭での療育の知識や技術について助言や指導を行う。

保育所等訪問支援事業においては、障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。

- ①障害児本人に対する支援(集団生活適応の為の訓練など)
- ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

(居宅介護事業)

【事業目的】

大阪市指定の居宅介護事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

【運営方針】

- 1 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 居宅介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 居宅介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法という)及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28

電話06-6975-3370 FAX06-6975-3350

【職員配置】管理者 1名 サービス提供責任者 1名 従業者 3名

【対象者】 知的障害者・児

【サービスの提供方法及び内容】

- (1)居宅介護計画の作成
- (2)身体介護に関する内容
 - ①食事の介護
 - ②排せつの介護
 - ③衣類着脱の介護
 - ④入浴の介護
 - ⑤身体の清拭、洗髪
 - ⑥通院等の介助(事業所の従業者が自ら自動車を運転して実施する通院等の介助を除く。)
 - ⑦その他必要な身体の介護
- (3)家事援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居等の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤関係機関との連絡
- ⑥その他必要な家事

(移動支援事業)

【事業目的】

大阪市指定の移動支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

【運営方針】

- 1 事業所の従事者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 3 移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 事業所の従業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 5 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- 6 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 7 前六項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法という)及び大阪市移動支援事業実施要綱等に規定する内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28

電話06-6975-3370 FAX06-6975-3350

【職員配置】管理者 1名 サービス提供責任者 1名 従業者 3名

【対象者】 知的障害者・児

【サービスの提供方法及び内容】

- ① アセスメント等の実施
- ② 移動支援計画の作成・交付
- ③ 外出の準備に伴う支援(整容、手荷物準備等)
- ④ 外出時における移動の介護
- ⑤ 外出時の利用者の健康面の管理
- ⑥ 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等
- ⑦ 外出から帰宅した直後の支援(荷物整理等)
- ⑧ 日々の支援の内容を記録
- ⑨ 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言